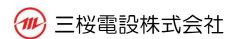
一般事業主行動計画



社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画 を策定する。

計画期間:令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間

内 容

目標 1. 従業員全員の年次有給休暇取得の促進 対策

●令和3年10月から従業員にとっての特別な日(学校行事、家族の誕生日や結婚記念日等など)に休暇取得を呼びかける。

目標 2. 子ども・子育てに関する活動の支援 対策

●令和 3 年 10 月から子育て支援に関する活動の一環として、所定外労働の削減の為、 毎週水曜日を「NO 残業デー」と定め、働きやすい職場づくりを目指す。

目標 3. 従業員の育児参画促進 対策

●令和3年10月から従業員の育児参画促進の為、産前産後休業や育児休業、育児休業 給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、育児休業を取得しや すい職場づくりを目指す。